

1 基本理念

この計画は、障害者基本法の理念に則して、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することとし、前計画における理念を継承し『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』を基本理念とします。

2 基本的視点

基本理念を実現するため、計画全体にわたる横断的考え方として、次の基本的視点を定めます。

①障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

意思決定に必要な支援を受けながら、自らの選択と決定により、自立した生活を送ることができるよう、自己決定を尊重する計画とします。

②当事者本位の総合的な支援

孤立化せず、すべてのライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、切れ目のない支援を行うとともに、自立と社会参加の支援という観点に立った計画とします。

③障がい特性等に配慮した支援

性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性に留意した計画とします。
また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろうなどについて、理解の促進に向けた広報、啓発活動を行います。

④アクセシビリティの向上

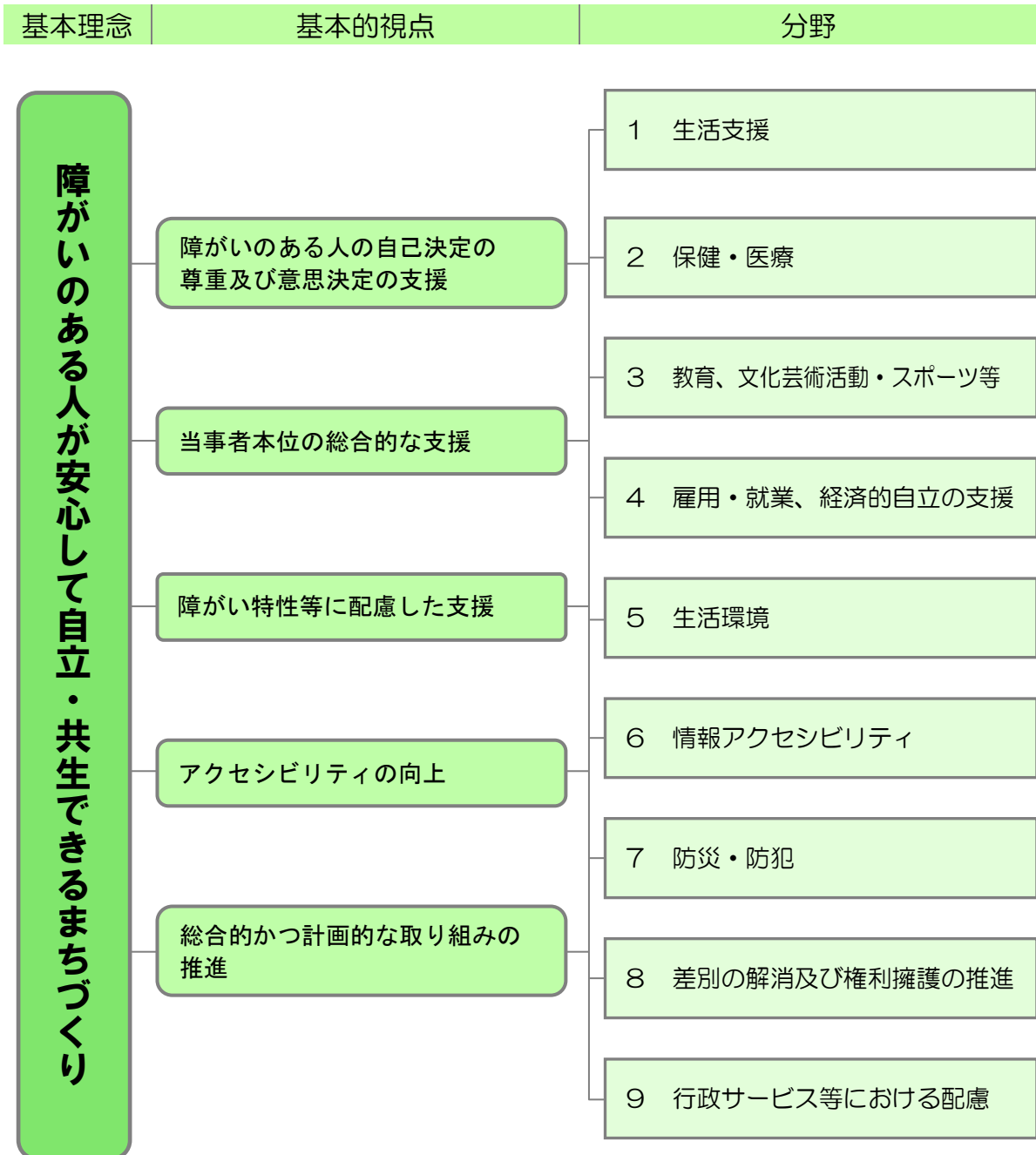
社会参加を促進するため、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する計画とします。

⑤総合的かつ計画的な取り組みの推進

必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、多くの関係機関や団体などとの適切な連携及び役割分担の下、総合的な施策の展開を図る計画とします。

3 施策の体系

基本理念を実現するため、前述の基本的視点を踏まえ、1生活支援、2保健・医療、3教育、文化芸術活動・スポーツ等、4雇用・就業、経済的自立の支援、5生活環境、6情報アクセシビリティ、7防災・防犯、8差別の解消及び権利擁護の推進、9行政サービス等における配慮の9つの分野で網羅的に施策の推進に取り組みます。



基本的方向

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 障がい児支援の充実
- ④ 自立した生活を支えるサービスの推進

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進

- ① 教育環境の充実
- ② 障がい福祉教育の充実
- ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ④ 文化芸術活動の推進

- ① 障がい者雇用の促進
- ② 福祉的就労の充実

- ① 福祉のまちづくりの推進
- ② 住環境の整備

- ① 情報提供の充実
- ② 意思疎通支援の充実

- ① 防火・防災対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 権利擁護の推進
- ③ 障がい福祉教育の充実

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② 選挙における配慮